

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律の 都道府県福祉人材センターに係る留意事項について

平成4年12月1日 社援施第55号
各都道府県民生主管部（局）長あて
厚生省 社会・援護局 施設人材課長

社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律（平成4年法律第81号）第7章の2第2節第1款都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）については、本年7月1日付け厚生省発社援第2号厚生事務次官通知及び本年12月1日付け社援施第53号厚生省社会・援護局長通知により通知されたところであるが、これらの通知のほか、下記事項に留意し遺憾のないよう取り扱われたい。

記

1 指定要件について

- (1) 平成4年12月1日社援施第53号厚生省社会・援護局長通知「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令及び社会福祉事業法施行規則及び厚生省組織規程の一部を改正する省令の施行について（通知）」の第1の2の(2)のA中「社会福祉法人であって、かつ、法第70条の7の各号に掲げる業務を行うもの」とは、都道府県社会福祉協議会を想定していること。
- (2) 都道府県センターが行う業務のうち、社会福祉事業従事者に対する研修は、指定法人において一手に行うことが望ましいが、都道府県立の研修センターがあること等から、その一部のみを実施している場合であっても、指定して差し支えないこと。なお、この場合、都道府県センターで行う研修は、当該研修センター等との連携を図り、円滑かつ効果的に行うこと。

また、指定法人の業務にかかる指定を受ける社会福祉法人の定款上の取扱いについては、昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、厚生省児童局長通知「社会福祉法人の認可について」を改正し、おって通知するので、それまでの間、定款の変更等は要しない。

2 運営に要する経費について

- (1) 社会福祉事業従事者に対する研修は、従来どおり、各都道府県等が行う現任研修を都道府県センターが受託する等により実施されるものであること。従って、この研修に要する経費については、国庫補助の対象外経費となるものであって、都道府県等の支出する委託費等で賄うべきものであること。
- (2) 新たに追加される、社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究等に要する経費については、既定経費の範囲内で国庫補助対象経費として差し支えないこと。

3 労働主管部局への協議等について

- (1) 次の事項については、労働主管部局に対し、事前に十分な時間的余裕をもって協議すること。
 - ア 法第70条の6第1項の規定に基づく、都道府県センターの指定
 - イ 都道府県センターの支部の設置
 - ウ 法第70条の10の規定による都道府県センターに対する命令であって、法第70条の7第6号に掲げる業務に関する命令
 - エ 法第70条の11の規定による都道府県センターの指定の取り消し

(2) 都道府県センターが、法第 70 条の 7 第 6 号の業務に関し、労働大臣の許可を受けて無料職業紹介事業を行う場合について、法第 7 章の 2 第 2 節第 1 款の規定の適用等については、次のとおりであること。

ア 法第 70 条の 7 第 6 号の業務に係る業務規定を策定する場合又は、法第 70 条の 7 第 6 号の業務に係る法第 70 条の 10 の監督命令を発する場合においては、事前に労働主管部局に協議すること。

イ 法第 70 条の 9 第 1 項の事業計画書及び収支予算書については、労働主管部局に送付すること。

4 その他

平成 3 年 7 月 31 日社庶第 164 号厚生省社会局長通知「福祉人材情報センター運営事業の実施について」については、本日付で事業内容等所要の改正が行われたので念のため申し添える。